

## 新・琵琶湖疏水成立史(3)

筒井正夫

Masao Tsuboi

滋賀大学名誉教授

明治十七年一月、内務省への管轄  
移行から二十三年四月、疏水竣  
功まで

## 目次

はじめに

## I 忘却された三つの史料と分析視角

## II 琵琶湖疏水事業の進展過程

## 1. 北垣京都府知事就任から明治十六年九月まで

(前々号、四三二号)

## 2. 明治十六年十月十一日～十二月、滋賀県令籠手田

安定の建議提出から京都府の疏水起工何が却下

されるまで (前号、四三三号)

## 3. 明治十七年一月、内務省への管轄移行から二十三

年四月、疏水竣功まで (本号)

明治十六年十二月の井上薫邸で行われた琵琶湖疏水に  
携わる政府並びに京都府庁の関係者会議において、京都府・  
農商務省合作の琵琶湖疏水起工何が却下され、その管轄

も内務省に移行した。本稿では、それ以降、すなわち明治  
十七年一月から同二十三年四月に疏水工事が完成して竣  
工を迎えるまでの過程を考察する。

## 3. 明治十七年一月、内務省への管轄移行から二十三年

## 四月、疏水竣功まで

(1) 明治十七年一月、内務省移管から同年三月七日、滋賀県  
勸業諮問会開催まで

明治十七年一月になると九日には、滋賀県から疏水事務  
取扱の高谷光雄が、新たに疏水担当となった内務省に出頭  
して前年来の疏水事業に対する滋賀県側の意向を説明し  
た。おそらくその際、政府から疏水問題の管轄が内務省に  
変わったことが正式に告げられ、今後同省が進める疏水事  
業の段取り等が告知されたと思われる。

早速、一月十七日には内務省から准奏任御用掛の田邊儀三郎が、二月二十三日には同省土木局御雇のデレーケが京都府に派遣されて疏水工事の点検と実地調査が進められた。

同時に滋賀県では一月中旬に、近江麻糸紡織会社設立に關して、「創立規約」「発起人とその持株数(出資額)」「拝借金及び募集金遣払予算概略書」を添付して、正式に「麻糸紡績起業の義に付申請」を農商務省に提出した。申請者は滋賀県令籠手田安定代理、滋賀県大書記官河田景福となつてゐるが、実際に申請書の内容を判断したのは、この問題の担当者である高谷光雄勸業課長であり、それを籠手田知事が了承したものであろう。

こうして疏水問題が、滋賀県の意向に配慮されることが確認できた段階で、近江麻糸紡織会社起業の申請を正式に行つたわけである。さらに申請書は、次のように認めて、政府からの多額の補助を要請することを忘れなかつた。

該紡績の義は我國創始の起業にも有之且軌近諸工業の失敗も不少折柄に付、此際萬一にも着手を誤り候時は該業全般の将来を誤り候義に付假令有志其人に乏からざるも輕々従事爲致候ては不相成次第に付、旁以別紙豫算書の内朱書の分は發起人に於て負擔爲致可申に付、墨書の分は御省に於て御保護被遣候は、幸ひ有志者も有之候義に付速に起業爲致候様、本邦麻絲前途の景況

深く御洞察之上至急特別の御詮議を以て何分の御指揮相成度此段申請候也(一)

ここに言う「墨書の分」とは、製麻工場建築費・機械据付費・地所買上代等の起業費、一か年分の諸給与費・石炭消費代・機械修繕費等の營業費、合計八万五五四円余を指し、この分の国庫借入を願ひ出ている(二)。こうした国庫補助に關しては吉田健作より約束されていたが、改めて正式に要求したものである。

滋賀県は続いて同月二十五日には、内務省の方針に従つて京都府に対し疏水開通の際の流水量と水位、早魃の際の水量、そして疏水建設にともなう架橋と修繕費用、飲料水が断たれた場合の補償等について回答を求めている(三)。

こうして京都府との間に疏水開通に際しての詳細な情報交換と損害予防措置の確認作業が進められた。

二月十二日、京都府は回答を寄せ、流水量は非常時においても毎秒三百個(八・三五m)を確保し、また工事にとまなう架橋・水源・水道についても適当な措置を講じると返答している。

十五日にはさらに、滋賀県大書記官・河田景福から京都府知事宛に、琵琶湖減水による滋賀県側の損害を懸念する者が多いので、それを防いで水量を確保するために京都府の負担によつて、琵琶湖から唯一流れ下る瀬田川に堰を設けてもらいたい、その際の工事のやり方については着手前に双

1 前号掲『日本製麻史』一八一～一九二頁。

2 同『日本製麻史』一八二頁。

3 以下の記述とも『琵琶湖治水沿革誌』二六七頁以降。

方協議し、約定書を取り交わしてもらいたい旨、申し伝えた。これを受けた、京都府側もこれを了承する回答を二十日にを行っている。

このことは、これまでまったく滋賀県側の意向を無視して一方的に疏水事業を進めてきた京都府に、滋賀県側の損害補填の具体的措置を約束させたという点で画期的な成果であった。

こうして事は前向きに進みだしたのであるが、京都、滋賀双方においてなお都合な事態が出現した。二月二十三日には内務省御雇い外国人のデレーケが入洛し、疏水反対の意見を示したからである。その主張の要点は、琵琶湖疏水が掘削する予定の逢坂山のトンネルは、数百メートルに及び、しかも地質が堅固な岩石で、掘削は不可能ではないが、また水門や水堰の設置も必要で多大な費用が掛かり、それがもたらす経済効果に比して費用がかかり過ぎるというものであった(4)。

これは内務省を代表する意見ではないとしても、明治初年から低水工事で各所の河川改修を指導し土木工事の權威と目されていたデレーケの意見とあつては、北垣知事にも大きな衝撃として受け留められたであろう。

こうした事態と前後して、京都府民も疏水起工に対する不安が高じてきており、二月二十二日には、上下京聯合区会議員の中から、疏水の特許請願を府当局にのみ一任せず、聯合区会議員中からも数名の東上委員を選出して、如何

に京都市民が本事業の実現を熱望しているかを其筋へ具申すべきであるとして、莊林維英以下二四名の議員の連署を以て上下両京区長に建議した。それを受けて二月二十三日には、臨時上下京聯合区会が開催されて中村栄助と古川吉兵衛の二名を東上委員に選出した。さらに同日、勸業諮問会においても同様の動きがあり、濱岡光哲、高木文平を東上委員に選出した。

こうして二月二十六日、北垣知事を筆頭に、これら四名の委員が随伴して東上し、各方面に陳情したのである(5)。

滋賀県においても、籠手田県令の望む方向に進み始めたにもかかわらず、そうした事情が分らずに、疏水建設反対の意見がなお強く噴出した。二月二十四日には、滋賀郡松尾村の松井重吉から「琵琶湖ヨリ古関越開発有害ノ儀ニ付建議書」が提出され、村民一同疏水事業には反対の旨が表明された。また三月五日に、神崎郡滝田村からも、直接の小利あるも間接の大有りあるとして疏水事業反対の建言が籠手田県令になされた(6)。

こうして滋賀県では、疏水問題のこれまでの経緯を説明したうえで、県民の意見を集約して疏水問題への総意を明確にする必要が生じた。三月七日から勸業諮問会が開かれ、疏水の利害得失に関して徹底した討議が行われた(7)。

討議に先立ち籠手田県令は、疏水問題の経緯を説明する長大な演説を行った。その内容についてはこれまで折に触れて紹介してきたが、その要点を改めて記しておこう。

4 前号掲、織田直文『琵琶湖疏水』九二―九三頁。

上林好之「デレーケと琵琶湖疏水計画」『土木史研究』第一四号、一九九四年六月、二七一―二七三頁。

5 前号掲『水力使用事業』九〇―九二頁。

6 同『新修 大津市史』二九五―二九六頁。

7 以下は「滋賀県勸業諮問会」『京都滋賀新報』明治十七年三月十四日、十五日による。

・明治十六年十一月八日に北垣知事に会い直接疏水問題を質した際に、疏水事業が琵琶湖の水量を減じて滋賀県下に害を及ぼさないなら反対しないが、少しでも害を与えるようならば全力でこれを拒まざるを得ない。

・地方官諮問会のため上京の折、滋賀県庁に疏水開閉の鍵を預け置けと主張して、衆人の批判を受けたが、それは、過日事情が分からない知事等が転任して洪水や干害の際に不適切な流水をしないために論じたものであり、批判は公平を逸している。

・河田大書記官が、疏水で減水した分を（瀬田川堰設置によつて）・筒井）得れば可なりという案を提起しているが、滋賀県側に害が及ばないことになるならば計画を妨げるものではない。

・現行の疏水案で示される六〇万円の事業費では到底少なすぎ、またそれだけ多額を投じてもそれに見合う利益は得られない。疏水による水運よりも牛馬による陸運の方が簡便であると考ええる。

・しかし、疏水計画は京都府の事業なので、その内容に関しては関知すべきことではない。

ただ、滋賀県民に損害が生じないように、即答を避けて十分考究すべきと主張している。したがって、京都・滋賀の新聞が報じているように、籠手田は絶対的な疏水反対論者ではない。

このように籠手田は自ら「五臟六腑を掴みだして・答弁す可し」と言つて熱弁をふるつたが、その主旨は、疏水開閉によつて滋賀県民に害が及ばないようにすることを真先に訴えているが、それが確認できるならば、いかにこの事業が費用対効果で問題があると判断しても、それは京都府の管轄事項であるから関知せず、疏水事業自体には反対しないという立場を力説していることである。そして自身が、新聞紙上で論難されているような疏水絶対反対論者ではないことを強く弁明しているのである。

なぜなら、当初はまったく相手にされなかつた滋賀県側の利害を考量してくれという籠手田の訴えも、主管が内務省に代わつて、応分の配慮がなされ、京都府との協議の中で、疏水工事に伴う諸施設の敷設や飲料水枯渇の際の補填、減水する分を補う瀬田川堰の建設も京都府の費用で行われるという京都側の大幅な譲歩によつて、滋賀県側にとつての疏水問題の障碍は大きく取り除かれていたからである。

したがって、籠手田は「疏水建設絶対反対論者」として誤った批判を繰り返す新聞記事の誤解を払拭し、また京都府との妥結に至つた経緯を知らずにいたずらに反対を唱える滋賀県内の世論に対しても説得する必要があつたからである。

諮問会では、冒頭において琵琶湖水減少補填のための瀬田川堰設置工事に関して説明があり、また疏水工事が大津市街の飲料水に影響を与えるや否やの質問に対しても、

万一減量に苦しみ場合には鉄管を敷設して他より引水するなどの措置を京都府の費用で行うことを照会してある旨の説明がなされた。

この後本格的な討議に移り、諮問委員からは議論百出したが、その結果は大略次のようであった(8)。

- ①原案—京都府に満干にかかわらず常時三〇〇個を通水する案—を害とする説 出席者四名中四〇名賛成
- ②常時三〇〇個を通水するが、その減水分を瀬田川を堰き止めて防水する 賛成無し
- ③瀬田川に於いて堰を設けて三〇〇個の減水を防止すれば、下流の大戸川尻の流砂が堆積して洪水を招く恐れがあり、その対策工事を京都府に負担させる 三〇名賛成。
- ④通水量を三〇〇個と一定せず、天然の増減に任せて通水する 一二名賛成。
- ⑤洪水時にも三〇〇個しか送らないのであれば干天時にも加減して通水する 一〇名賛成

このように常時三〇〇個の通水という原案は、四四名中四〇名と、ほとんどが反対であり、その理由は、干害時にも減水できず、洪水時にも増水できない不合理さを挙げ、早魃時には灌漑用・飲用・舟運用の水不足に陥ることが挙げられていた。

そうした弊害を防ぐ対策としての瀬田川堰設置案も、か

えって下流の河川に流砂を堆積させて洪水の恐れを増すことから反対された。しかし、その流砂蓄積による洪水対策を京都府の負担で行う説には、三〇名が賛同していた。

要するに、瀬田川堰敷設に伴う洪水予防工事を京都府の負担で行ってくれば、疏水事業を容認するという現実的意見が大勢を占めたのである。これはほぼ籠手田が望む方向に諮問会の意見がまとまったということを示している。

また注目すべきことに、疏水通水による干害への憂慮という側面ばかりでなく、そもそも早魃よりも洪水の方が頻繁に起こるのだから疏水通水そのものは益するところが多いという見解も少数ながら表明され、また洪水時に三〇〇個以上の水を通水できないことへの危惧の念も多く表明された。疏水開閉の鍵を滋賀県側に持たせよという意見もあり、これも干害・洪水の両側面に対応することを考慮した意見であり、かつて籠手田も同じ趣旨を主張していた。

このように早魃への配慮ばかりでなく洪水時への対応策が考慮されていたことは、後々洪水が多発して琵琶湖の水量調節をめぐって下流府県との利害調節を図っていく際の土台となる考え方が、すでにこの時点で共有され始めていたことは注目に値しよう。

三月十九日、籠手田県令は、こうした勸業諮問会の意向を伝えるため、内務卿・農商務卿に対し、疏水事業は、洪水時、早魃時のいずれにおいても支障を来し「本縣内ニ於テ一の利便ヲ得ルコトナキヲ以テ、到底有害無益ノ事業ナリト

8 前掲「水力使用事業」三五八～三六〇頁。



「答議ニ之有リ」という県民の疏水事業に対する強い批判的世論が存在していることを示しつつ、同時に、勸業諮問会で提起された様々な予防措置を紹介し、適当な措置が講じられれば決して全面的に反対するわけではないとして、婉曲に適切な対応措置の施行を政府に求めたのである(9)。

滋賀県としては、二月中に京都府から引き出した滋賀県側への損失補填の約束を前提にしたうえで、国としても確かな損失補填の具体的対応を求めたのである。

## (2) 近江麻糸紡織会社の設立と疏水事業との関連

こうして籠手田県令や疏水担当の高谷光雄勸業課長は、何とか勸業諮問会を乗り切ったのであるが、ちょうどこの時期、高谷光雄に対して農商務省から本省の栄転の誘いが向けられてきた。高谷は、滋賀県の疏水事業に対する意思表示が正式に行われた事態を見計らって、この誘いを辞退し、また現職である勸業課長の職も投げうって、間近に創業が予想される近江麻糸紡織会社の責任者Ⅱ社長としてその経営に全力で当たりたい旨を、三月三十日に籠手田県令に申し出て、許しを得ている(正式な辞任は六月)。

近江麻糸紡織会社の発起人は大略定まり、正式な起業と創業に際しての資金補助の申請は一月になされていたが、なお創立の責任者の任に就く者がなかなか見つからず、高谷が委員長の仕事についていた。したがって高谷としては、自ら

社長となつてこの会社の創業と運営に責任を持つと決心したのである。

籠手田は、昇進の途を辞退する高谷を説得して思いとどまらせようとしたが、高谷の決心が固いとみると、前途を心配した籠手田は、発起人らと呼んで一人毎にその真意を確認し「諸氏に於いても亦誓つて尽力すべき旨を答えられた」ことで高谷の申し出を受理した。こうして四月までに正式な発起人が定まった(10)。

十六年秋に発起人や株主として名を連ね十七年四月に最終的に発起人となった者、さらに十九年十一月の創業時に理事や取締役、監査役となった役員を確認しよう。

これによると正式な発起人となったものはすべて大津在住者に限られ、副社長・取締役となった古望仁兵衛(金融業)・理事または監事となった藪田勘兵衛(米穀商)・森弥三郎(第六十四国立銀行頭取)・宇野保太郎(倉庫・金融業)・秋田弥左衛門(金融業)・北村兵右衛門(米穀商)・下郷傳平(米穀・肥料・油商、第六四国立銀行取締役)・浅見又蔵(縮緬商・太湖汽船社長・第六十四銀行頭取)・堀口佐吉(大商法会頭の堀口嘉右衛門の関係者と思われるが詳細不明)は、不明の堀口を除いても大津商法会議所(明治十二年十月〜十七年五月まで開設)や大津商工会議所(明治十七年五月〜二十四年八月まで開設)の副会頭や理事を務め、会頭の高谷光雄を支える大津きつての商人・企業家・資産家であった。

9 同『水力使用事業』三六一〜三六三頁。

10 前掲『日本製麻史』一八一頁。

下郷傳平と浅見又蔵は大津に居所があるとはいへ、長浜に拠点を置く近江商人であったから商工会議所などの役職には就かなかつたが、両者とも第六十四国立銀行の取締役や頭取を務める実業家であった。

また彼らの中で宇野保太郎は、姉ひさが京都東洞院御池上ルの呉服問屋「錢清」の内貴甚三郎に嫁しており、京都との関係が深かつた。内貴家も京都で関東方面の織物を扱う近江商人系の「関東織物商」であつた。また内貴は、琵琶湖疏水の審議に応じて賛成の統一意見を呈した勸業諮問会の委員で、明治十七年八月設立の京都株式取引所の理事、十九年創業の京都商工銀行の取締役、二十年五月創業の京都織物会社の発起人、そして三十一年には初の民選京都市長となる人物である。

こうした京都経済界の重鎮の義弟が近江麻糸紡織会社の役員に就いていたのである。

前号で触れたように十六年十一月には、大津知人会という大津の有力者を組織したであろう団体から、大津での飲料水枯渇、琵琶湖水位低下による早害の危険性が訴えられていたが、大津に近江麻糸紡織会社を誘致し、商工界の有力者をその発起人や重役に就かせることで、大津町への利益還付を図り、疏水事業への絶対反対の世論を沈静化させることが求められたと思われる。

また有力な米商や倉庫業・汽船会社等を営む彼らにとつても疏水開通は、米穀等の物資流通と保管事業を活性化

して利益増進に繋がることであつた。

さらに当初発起人に挙げられ、後に近江麻糸紡織会社の重役や大株主になり経営を支えていった人物まで広げて見てみよう。まず注目されるのは、江戸期から広域な麻布商取引を行い、輸入亜麻糸を用いた麻布製織や輸入機械を用いた国産大麻による製織をも企画していた阿部市郎兵衛・市太郎両家、特に市太郎は明治二十五年以降理事の要職に就いている。

また近江国神崎郡五位田村（現五個荘町）出身の麻布扱い近江商人で京都・大阪にも支店を持つ山中利右衛門は、発足当初の近江麻糸紡織会社の理事・監事・取締役に就任している。そして疏水開通の見込みが立った明治十七年七月には、琵琶湖の取水口である大津・坂本の地に近江倉庫会社を設けて、疏水での物資運搬を見込んだ会社を立ち上げている。この近江倉庫会社の監査役には、後述するように疏水推進に尽力したといわれる近江商人下郷傳平と小泉新助が就いているのである。

下郷は麻布商ではなかつたが、米穀・油商として大阪・京都にも進出し、大阪では製紙会社の経営にも携わつていた。小泉新助は、山中利右衛門の在所と近い近江国神崎郡山本村（現五個荘町）出身で、麻布并に呉服商として京都烏丸通六角に店を構えて手広く商売を行なうなど、京都の経済界と深い関係を有していたが、近江麻糸紡織会社の取締役・同社長を務めて直接経営の先頭に立つていった。この

ように、京都との関係を有する三名の近江商人は、近江麻糸紡織会社の役員・経営者となるとともに疏水を活用した事業展開に真っ先に取掛つていたのである。

ここで、下郷や小泉の疏水問題とのかかわりを述べた荒井信一郎の述懐を綴つた部分を、前号でも引用した『下郷久道翁伝』から引用してみよう。

...

斯くて中井氏が滋賀県知事と為るや、第一に疏水に就ての県論を引繰り返さねばならぬので、中井氏は、県下の有力者を説いて、自分の味方と為し、一旦県論で反対に極つたものを取消し、京都府民の希望を認めて之に賛成せしめたのであります。其の結果下郷、小泉、浅見、外村等の一派が、中井知事の説に賛成して、最初籠手田派であつた人々を、大抵中井派に引入れて仕舞つた。其時に下郷、小泉等が、中に在つて大に尽力し、中井派に賛成せしめることに努めたのであります。此事は私が中井知事から直接聞き、また高木文平氏からも聞いた。斯様な魂胆から、最初七十万円で工事を依頼したものを、一旦内務省で却下し、更に再議の結果、今度は二百二十五万円の設計で、内務省に認可を申請した處、其儘直に認可となつたのであります。

此の認可に就いては、只今御話したやうに、中井知事の骨折りで一旦決定した県論を引繰り返したので、此處ま

で行くには、下郷、小泉其他諸氏の斡旋の大に与つて力があつた(11)。

この述懐には、いくつかの事実誤認が含まれている。まず、一旦七〇万円で工事を依頼したが内務省に却下され、さらに再議の結果二二五万円で申請したところ内務省に認可されたと述べられているが、まず、京都府は六〇万円で農商務省を核とした政府に申請したが却下され、後述するように内務省の管轄に代わつて再び同額で申請して認可を受けるが、内務省の調査によつて二二五万円に増額修正されたのである。

また中井弘が疏水に反対する籠手田の後に就任してから、県内の疏水反対の世論を賛成に転換するのに尽力したとあるが、後に見るように中井が新県令に就任したときには、すでに疏水問題に関する京都府と滋賀県並びに大阪府との問題はほとんど解決しており、中井に代わつてから疏水事業が劇的に展開したというようなことは事実ではない。おそろくこうした話が流布されたのは、疏水に大反対した籠手田安定が更迭されて、新任の中井弘がそれを解決したという真実と掛け離れた「神話」が作り上げられてゆく過程でのことであつたと思われる。

ただ、この述懐のなかで滋賀県内の疏水反対派を賛成派に転じるのに下郷・小泉・浅見・外村等の近江商人が尽力

11 前号掲『下郷久道翁伝』二七九頁。



し、特に下郷と小泉の力が大きかったとする点は、傾聴に値しよう。

しかしそれは、疏水問題の決着がほぼついていた中井新県令就任後のことではなからう。おそらく、近江麻糸会社設立が進められる一方、疏水問題が県内有力者の関心の的となり、賛否が激突して紛糾した勸業諮問会開催前後のことと推測できる。滋賀と京都の双方に拠点を置き、利害を共通する下郷や小泉が、近江麻糸紡織会社の主要な経営陣に入り、そして大津―京都を結ぶ疏水開通に尽力していることは彼らの利害関係からして納得できよう。

さて今一度近江麻糸紡織会社の役員構成に戻ると、注目すべきことは、当初の発起人に大倉喜八郎が挙げられていることである。実は、大倉組は、近江麻糸紡織会社と契約を結んで、軍部からの軍需物資の注文と納入に欠かせない役割を果たすことになる。琵琶湖疏水建設の土木工事に藤田組と共に直接係わることになる建設業者であった。大倉はまた井上外務卿とも、その欧化政策として建設した鹿鳴館の施工（明治十三年起工十六年七月竣工）に携わるなどして旧知の仲であり、さらに中井弘とも、明治五年の欧州視察旅行で同道して以来の親しい間柄であった。

大倉喜八郎こそ近江麻糸紡織会社にとっても琵琶湖疏水にとっても無くてはならない人物であり、両者が共に成功裏に創設されるためのキーパーソンの一人であった。当初大倉は、発起人の筆頭に挙げられていたが、おそらく地元出

身者でないということと、あまりに大倉組との利益が直結することが表面化することを恐れていたことであろうか、発起人から外れている。だが後に見るように、明治三十年代には取締役員大株主となり、近江麻糸紡織会社が他の麻関連会社と合併する時には中心的役割を果たしていくのである。

以上見たような経営陣を率いて近江麻糸紡織会社の初代社長に就任した勸業課長の高谷光雄は、十七年四月に発足した大津商業会議所の初代会頭にも就任し、同社役員を多数含む大津町の企業家や商人たちを結集して同町の経済発展の先頭に立つていたのである。

### （3）明治十七年四月～二十三年四月、疏水竣工まで

1. 京都府の起工何再提出と内務省土木局による疏水拡大工事業の提示

さて、滋賀県において何とか勸業諮問会で噴出した疏水事業への疑義や不信が、近江麻糸紡織会社に糾合し、京都方面とも利害を共有する企業家や近江商人らの力も与って、疏水反対の一大世論となることが抑えられて、籠手田が望むような滋賀県側の損害補填が保証される方向でまとまっていたが、一方で京都府や大阪府でも疏水事業に対する新たな反発が現れていた。

京都から淀川下流に位置する大阪府においても疏水通水による水害を危惧する動きが活発化していった。大阪府会は、十七年四月十二日、建野郷三知事に建議して、疏水工

事が大阪府民に及ぼす影響について府会に諮問することを要求し、同月二十三日には豊島・島上以下一一の郡長・戸長らが、内務省から派遣された田邊義三郎に枚方郡役所で面会し、工事が有害であることを主張した。

これを機に淀川沿岸各郡で疏水に反対する意見が表明されたが、六月十七日に行われた茨田・交野・東成三郡の協議会で、疏水そのものに反対するのではなく淀川の水害予防工事の実現を期すことにまとまった<sup>(12)</sup>。

さらに京都府内においても四月十日、郡部会議長田中源太郎から、この疏水案が洛中の福利のみを重視しており、疏水通水による郡部における河川水量の増加に対応した護岸工事や水路遮断による干害等への対処を求める建議が北垣知事に提出された<sup>(13)</sup>。

京都府はこうした内外からの要望を踏まえて、五月五日に詳細な水利・工事計画を付した疏水起工何を政府に具申し、受理された。

その費用は総額六〇万円が変わらず、半額の三〇万円を上下京区の共有となつている恩賜産業基金から、一五万円を府庁下渡金たる勸業基金から、残り一五万円を国庫補助に頼るといふもので、昨年十二月に提出した起工何と比べ、国庫補助一五万円を当て込んだ分だけ府庁下渡金が軽減されるというものであり、いまだ府民から直接徴収する各種税は含まれていなかった。

内務省土木局では十七年に入つてから御用掛の田邊儀三

郎とデレーケを派遣して実地調査を遂げていたが、技術的観点や費用対効果の点から疏水事業に難色を示していたデレーケ案を退け、田邊義三郎による琵琶湖疏水事業全般に対する調査報告書を内務卿に提出した。

同省では、これを踏まえて二十七日、京都府提出の起工何に對して、工事が総額で二倍増となる二五万六千余円に上る甲号・乙号の二つの事業案を提示し、これを聯合区会に因つて、増費に對する支弁方法を定めて提出するように命じた。経費激増の理由は、京都案が経費節減に重きを置きすぎて地質の安全性や構築物の堅固さ等への配慮を欠いており、また運河水流の速度が急すぎる点などの不備があり、煉瓦や敷石等を用いて安全堅固なものにせよというもの、運輸や動力源、飲料・干害等に供するという疏水自体の目的に変更があつたわけではなかつた。但し、この内務省案には、京都府案に含まれていた府内小川頭より先の東高瀬、小川、堀川に至る水路は含まれておらず、さらに疏水の目的を達するためには諸川の改修、用水路設置等の工事が必要と述べられていて、さらなる経費増が予告されていた。

山県内務卿は当時なお、明治十年前半に内務省の管轄下にデレーケ等が指導した低水工事による淀川治水改良事業の成功が念頭にあつて、それを全国に波及させたいと意気込んでいたが<sup>(14)</sup>、今回はデレーケの消極案を採らずに積極的な疏水拡大案を提示したのであつた。ここに、農商務省から土木行政を奪還して堅牢で後世に残る建造物を建設し

12 服部敬『近代地方政治と水利土木』一九六一—一九七頁、思文閣出版、一九九五年。

13 前掲『水力使用事業』三九三—三九四頁。

14 前号掲、山崎有恒「内務省の河川政策」高村直助編『道と川の近代』山川出版社、一九九六年、九一—九二頁。

てその行政手腕を顕示したいという内務省の強い意気込みを感じる事ができよう。

さて甲号というのは、京都府案を土台として、小関超えの第一隧道や南禅寺隧道等の施工上の不備を修正して拡充を行ったもので、乙案とは内務省独自に作成したもので、京都市内に入ってから疏水経路変更や溜池設置などを含む独自色が強い内容であった。

同時に内務省は、滋賀県と大阪府に対して疏水工事にして生ずる損害予防工事の方法と費用について調査して申し出でよと通達した。

## 2. 滋賀県側の対応

こうした滋賀県等の損害予防への配慮も含んだ内務省案が提示されて、基本方向が定まったのと同時に、農商務卿は滋賀県に対し、近江麻糸紡織会社の経営維持に関して、八万五五四六円余を明治十八年七月から二十三年六月まで無利子・五ヶ年据置き、一〇か年返済で貸与する旨を滋賀県に伝えた<sup>(15)</sup>。

勸業課長の高谷光雄は、こうした事態の推移を確認したかのように六月には勸業課長の職を辞して、発足したばかりの近江麻糸紡織会社社長として同社の経営に専心することとなった。

続いて内務省は、七月一日に、六月に田邊技師が作成した復命書のうち滋賀県に係わる部分を抜粋して同県に送付

している。田邊は、綿密な調査の結果、疏水通水の結果琵琶湖の水位は約三寸(約九cm)低下するが、このために沿岸村落に不利を来すほどのことはないであろうとしながらも、滋賀県側の疏水貫通への憂慮に対する施策が具体的に示されていた。すなわち、かねて滋賀県勸業諮問会において要望事項に挙がっていた疏水貫通によって生じる琵琶湖減水に備えるための瀬田川橋下堰・堤防等の工費四二三七円が計上され、次に堰設置によって生じる瀬田川下流の減水と支流大戸川からの多量の砂の堆積による下流域の洪水防止のための瀬田川筋改良工事費として二万三三六一円が組まれ、合計二万六五九八円が予防工事費として示されていた。

滋賀県は、この復命書を参考にしつつ、八月一日、改めて瀬田川における堰の敷設による琵琶湖水減水の防止と大戸川から流入する砂州による瀬田川洪水防止策の必要性を訴え、そのための専門調査員の派遣を内務省に申請している。

この七月を以て県令籠手田安定は退任して元老院議員に転出し、代わって中井弘県令が赴任した。籠手田は、当初より先頭に立って訴えていた疏水開通によって被るであろう滋賀県側の損害や不利益を、京都府の負担で予防・解消する措置を実現することに成功したのであり、そのことを確認して愛着深い滋賀県を去っていた。

内務省は滋賀県の要請に応じて、田邊技師を再び派遣し、滋賀県側と予防工事について協議したが、結局、同年十一月

15 前掲『日本製麻史』一八一頁。

八日、従前から田邊技師が作成していた復命書と同じ内容の工事施工書を上申した。これに先立ち大阪府も同技師の意見を参考にして淀川沿岸の予防工事一〇万三九〇二円を内務省に上申した。

これを受けて内務省では、翌十八年一月七日、山県内務卿は、京都府に対し大阪と滋賀の予防工事費を京都府が負担するならば、疏水工事起業を許可し一五万円の補助を三ヶ年分割にて下渡す、と通達した。京都府はこれを了承したので、内務省は、二十九日、京都府に対して待望の起工特許を発した。こうして京都府は、大阪・滋賀への予防工事費合計一三万五〇〇円の負担を引き受けることを条件に三ヶ年賦で十五万円（後に五万円増額）が国庫補助として下付されることとなったのである<sup>(16)</sup>。

さて滋賀県が要求し、政府の肝いりで京都府側の負担で施行が約された湖水減水防止のための瀬田川堰の建設工事は、その後どうなったのだろうか。『琵琶湖治水沿革史』では疏水完成が近づく明治二十三年末頃には「右工事八実施スルニ至ラザリシ」<sup>(17)</sup>と記されているので、その帰趨を追ってみよう。

まず、琵琶湖疏水が完成した明治二十三年四月時点と、籠手田県令や滋賀県勸業諮問会が疏水問題に対処した明治十六年～十七年三月時点では琵琶湖と疏水をめぐる状況が一変していたことである。琵琶湖は明治八年及び十四年に洪水があったが、特に疏水建設が狙上によって両府県の

議論が喧しくなった明治十六年一月から十七年三月までの平均水位は二・四三尺に止まり、十六年八月は一・二三尺、同九月は〇・七一尺と低下し、旱害への危惧が滋賀県側の疏水に対する利害得失の意見に強く反映されていたと思われる<sup>(18)</sup>。

しかし、十七年七月・八月には水位はそれぞれ五・四三尺、五・一〇尺を記録して水害が発生し、また十八年には六月五・六三尺、七月七・九八尺、八月五・〇七尺を記録して大洪水となり水害反別一二七七・六反という被害を出した<sup>(19)</sup>。

琵琶湖疏水の竣工式が行われた明治二十三年四月の一月後の五月には大雨が降り、琵琶湖沿岸では水害が発生している<sup>(20)</sup>。

だが明治二十二年七月一日に東海道線大津―米原間が開通するや、瀬田川に架かる複数の鉄橋の橋台が瀬田川の流水を妨げて水害をもたらす要因となつているとの懸念が生じ、二十二年八月に琵琶湖水利委員会が結成され、翌二十三年六月に橋脚の三分の二を撤去すべしとの請願を滋賀県並びに政府に行つた。

この請願は、瀬田川橋台が流水の障碍になつていると認められないという理由で、明治二十四年十月に政府から却下された。

一方、滋賀県では、政府のこうした意向を見越して独自に洪水防止を目的にした瀬田川改修工事計画を二十三年

16 以上の記述は、前掲『水力使用事業』三六四～三六七頁、『琵琶湖疏水誌』（滋賀県庁文書）による。

17 『琵琶湖治水沿革誌』琵琶湖治水会、一九六八年、二七九頁。

18 前掲『水力使用事業』二〇一頁。

19 同『水力使用事業』二〇一～二〇二頁、並びに前掲『琵琶湖治水沿革誌』五〇頁による。

20 同『琵琶湖治水沿革誌』三四頁、五〇～五一頁。



九月にまとめられている。それは、川底浚渫とそこで得られた土砂を用いて支流の埋め立てによって本川流速の増加と土砂堆積の防止を図って田畑を造成すること、本支川衝突による土砂堆積を防止し、流量に適する幅員と勾配を河川に持たせて土砂堆積を防ぐ施設を設置する、洪水時の船筏を保護するための船溜まりの設置、排水と灌漑用水確保のための水路を開鑿すること等にわたり、その予算は六万九六一円余に上った。

こうした浚渫工事の内容は、当時の滋賀県令岩崎小次郎が、「瀬田川改修之義伺」のなかで「曾テ京都疏水起工ノ頃ニ方リ琵琶湖水上ニ対シ故内務技師田邊義三郎ノ計画セシモノト大同小異ニシテ」というように、滋賀県が京都府に約束させた瀬田川堰の建設と並んで実施予定であった浚渫工事を設計した田邊義三郎技師の工事を踏襲したものであった。ただし、その工費額は、二・六倍に達しており、より大規模で本格的な改修工事案となっていた。

これを受けて岩崎県令は、二十三年十一月一日、臨時県会にこの瀬田川改修工事案を、二十三年度より二十五年年度に至る連続地方税継続支弁として提出し、可決された。と同時に、県令及県会議長は、県民の負担増を慮って、同年十一月十九日、内務大臣西郷従道宛に、従来からの国庫支弁の例を挙げて、工費の半額の国庫補助を願ひ出ている<sup>(21)</sup>。

右に見たように滋賀県では打続く洪水状況への対応のために瀬田川浚渫を含む護岸工事を計画し、その費用半額の

国庫補助を国に要請するに至っており、この段階で琵琶湖疏水開通による湖水減水防止策を京都府に求めることは、洪水対策と真逆の策となることから、実質的に放棄されたのである<sup>(22)</sup>。

それでは、今一つ懸念された疏水工事によって起こるであろう大津における飲料水の枯渇問題はどのように推移したのであろうか。

明治十九年三月、疏水工事が、その起点となる大津市街中運河三百間余の掘鑿および第一隧道大津口開鑿によって飲料水の水源と水管を切断することとなったため、滋賀県の要求に応じて京都府側が対策を講じていった。

まず三井寺中に3ヶ所の水源を設け水管を引いて枯渇人家へ給水したが、工事が進展するにつれて枯渇戸数が増加し、さらに工事が古閑越えの山脈に達すると溪水が杭中に流れ込んで溪間の水が枯渇して特に低地の村落にたちまち飲料水の欠乏をきたした。

そこで琵琶湖水をポンプで汲み上げて仮濾過機に通して給水を図ったが、濾過の効果が不十分であったため、第一隧道完成後に蒸気ポンプを疏水入り口の京都築地に移し、新たに濾過機と貯水所を設けて、汲み上げた湖水を飲料に適するまで濾過して大津町の飲料水組合に供給した。こうした飲料水補給工事には三万二二〇円余を要した。

こうして大津西部の高地一五一戸は古閑の溪水、低地の三三三戸は湖水引用水によって給水される体制が整った。し

<sup>21</sup> 以上の経緯については『琵琶湖治水沿革誌』三三三～三三三頁による。

<sup>22</sup> 前掲『水力使用事業』三三四頁。



かし、その後も、これらの給水施設が不完全で、被害人家に種々の不備が生じ、大津町は明治三十五年以降京都府に対して設備の改善を求めてしばしば交渉を重ねた。その結果、四十一年七月に至つて次のような協定が締結され四十五年から施行されることとなった。

一 京都府は、完成した給水設備を大津市に引き渡し、発電機の電力一五馬力を大津市に永久に供給すること

一 京都府は給水設備の維持資金として三万五千円を大津市に交付すること

一 水源地・濾過池・貯水池のうち京都市に必要なない部分は、大津市に譲渡し、必要ある部分は無償で使用せしめること

一 第二疎水施行に伴う水源地付近の築地約一千坪を大津市に無償で引き渡すこと

こうして疏水開通に伴う滋賀県と京都府の確執はようやく解決されたのであった(23)。

### 3. 大阪府側との折衝

さて既述のごとく大阪府に対しても、疏水通水に伴う水害予防工事費一〇万三九〇二円を、実際の状況に応じて京都府から支払うことが、内務省から指示されていた。その後疏水工事完成が近づいてきた明治二十二年二月十六日、内務省は、京都府に対して、疏水工事竣成とともに淀川の水

位が上昇し、そのために沿岸悪水吐口改良が必要となるので、その費用として七万四九三九円を大阪府に交付せよと命じた。これは特に滋賀県が湖水減少を防ぐための措置として要求していた瀬田川での堰の設置によって疏水から淀川への流水が増加する事態を前提としていた。

この指令は、三月二十九日、内務省土木監督署の田邊技師隣席のもと、臨時上下京聯合会の議に付された。その結果、悪水吐口改良費は三万円で十分で、しかもその分を国庫補助に仰ぐというものであった。理由は、内務省案は、瀬田川に設置する減水防止の堰の設置を前提としていたが、これは洪水多発の事態で中止となり、また瀬田川に架かる鉄橋の橋脚のために湖水が多少上昇して悪水吐口に影響を及ぼすかもしれないが、それも短期間のものであるから将来の修繕費は削除すべきであるという理由からであった。

この案は、六月になって知事から内務省に上申されたが、内務大臣(松方正義)はこれを拒否した。京都府は、やむなく総額七万四九三九円のうち物価変動に伴う費額の修正によって一割を減じて六万一三二四円の負担金とすることを大阪府並びに土木監督署に提案して、了承を得た。

そこでこの案は、京都市会に諮られて了承を得られたが、すでに疏水工事費は過去五年間で九〇余万円に達し、その年の支出額も二五万円余の経費を予定しており、市民の負担に耐えないので一五万円の市債を起こして対処している現状に鑑み、政府に五万円の追加国庫補助の要請を請願す

23 同『水力使用事業』三八六―三九二頁。

ることとなった。

政府もこの要請を容れて翌二十三年度に下付する旨指令した。京都府は、これを了としつつも市債と寄附金を募り、二十二年度中に大阪府への支払いを果たしたのである。この時北垣知事千円、尾越書記官三百円、田邊技師百五十円をはじめとし府庁の官吏・職員合計で五八九五円という多額を負担して協力している<sup>24</sup>。

こうして大阪府との軋轢も何とか解決を見たのである。

#### 4. 疎水工事遂行をめぐる諸問題

京都府は、内務省が提示した従来より倍増した一二五万六千余円という巨額の工事計画案(甲号)を十七年七月に、同月二十一日にはその賦課方法が聯合区会に諮られた。

これまではすべて産業基金や府庁下渡金による事業費であったが、今回は初めて六五万円余を地下割・戸数割・営業割といった実質的な府民の負担によつて賄う案が提起された。このため、富豪からの出金で銀行を設立してその益金で賄う説、貧者保護のため戸数割を廃して家屋と地価にのみ賦課する説、逆に戸数のみから徴収すべしとする説など議論百出したが、結局原案が可決されて、北垣知事は、九月二十六日、琵琶湖疏水事業起工の再伺いを山県内務卿に提出した。この後、既述のように滋賀県と大阪府への予防工事費の支払いに関する折衝があり、京都府がそれを負担す

ることを条件に、一五万円の国庫補助とともに、十八年一月二十九日に念願の特許許可の指令が内務省より下つたのである<sup>25</sup>。

十八年六月二日に工事は着手されたが、工事途中でルートや建設目的そのものに大きな変更があつた。原案では、京都に達した疏水が鹿ヶ谷において一部を水車動力用として分水した後、本線は北上して白川、一条寺、松ヶ崎、下鴨等の村落を巡り高野川、加茂川を横断して灌漑水を供給して小川頭に達し、東高瀬川に連絡して、舟を通すというものであつた。

しかし、土木局は灌漑のためにこうした長距離の大迂回をするには輸送にとつてはロスが大きく、舟運は北上せず真直ぐ西に伸ばし、急勾配の地には閘門を設けて東高瀬川に通じるルートを提案した。結局、ルートは土木局案のように修正されたが、田邊らの研究によつて閘門方式ではなく、運河上下に船溜まりを設けて、その間の斜面に鉄路を敷いて貨車で船荷を運ぶというインクライン方式が採られ、二十一年八月に新規工事として許可され、二十二年四月に工事は完成した。

次に夷川通過の本線を鴨川に通すか、その西側を流れる東高瀬川へ通すかが問題となった。結局、京都府は、夷川の建設と鴨川に通ずる鴨東運河のルートを選定して、二十三年二月～四月に工事を完成させている。

さらに、京都府では、二十一年十月にアメリカ・コロラド州

<sup>24</sup> 以上、大阪府側の対応に関しては同『水力使用事業』三七二～三八五頁。

<sup>25</sup> 以上の記述は、同前『水力使用事業』一一七～一三五頁による。

アスペンの水力発電所を視察した、下京区会議員の高木文平や主任技師田邊朔郎の意見により、疏水建設の目的として水力電気事業を追加して、日本初の商用水力発電所を蹴上の地に建設した。この大英断が、のちに京都の近代化に多大な貢献をもたらすことになる。

こうして疏水工事は進んでいったが、府民の間に大きな反発や反対運動が湧き起こった(26)。

工事費用の収入については、産業基金三三%、県庁下渡金二二%、国庫補助一六%の三者でおよそ六二%を占め、二十二年度には市債金・市公債が一九%を数えるので、地下割・戸割制・営業割という府民への賦課金は、十九年(二十一年)の三ヶ年に限られて合計で一八・六%に止まった。

しかし、賦課金に対する延納や反対運動は、二十年度に入つて以降活発化し、公売処分に対抗する訴えを起こしたり、集会を開いたり、ついには疏水工事延期や中止を求めて内務省へ請願する者も現れた。それは、賦課金徴収が始まった明治十九年でさえ、十四年以來のデフレが長引き、京都府下の著名物産の産額は、実に十四年の四七%にまで落ち込んでいたからであった(27)。

北垣知事は、病身を押して自宅に疏水事業や賦課金問題に異議ある者を招致して説諭し、疏水という国家的大事業のために一人当たりの賦課額は決して高くはないことを力説して理解に努めた。事実、賦課割合が大きい営業割では利益金に応じて数十等の等級に分ける課税方式が採られ、

低所得者層への負担には配慮が払われていた。また既述のように北垣知事は府庁吏員とともに多額を寄附して府民の負担軽減に努めた。

また疏水ルートの選定問題では、東高瀬川へつなぐルートが同河川の埋め立ての懸念を生んで反対運動が激化したのが、結局将来の鴨川運河に連なる鴨東運河の路線に決まっている。

蹴上に建設される水力発電所の運営に関しては、田中源太郎を社長とし、西村七三郎・古川為三郎・中村栄助・竹村弥兵衛を役員とする京都電灯会社に一任する方向であったが、疏水事業の成果を一会社に奪い取られるといった批判が起こり、結局、市営事業とすることに決している。さらに田中源太郎・市田利八・濱岡光哲・内貴甚三郎・竹村弥兵衛ら疏水推進派が役員を占める京都商工銀行が、区郡連帯、区部地方税為替方取扱いを独占していることに関しても強い批判があり、三井銀行への変更が府会に提出されて可決された。

また疏水完成後の明治二十三年以降においても、淀川沿線の紀伊郡や久世郡の村落から増水への不安が増幅して、大規模な集会や騒擾も起こり、洪水の際の損害賠償や事後処理を求める運動が大阪府とも連動しながら活性化していった。京都府は、河川増水の原因が疏水にあることを否定する説明を繰り返し行っていたが、淀川の増水・氾濫への対処が大阪府や滋賀県とも協力して施行されていくこと

26 以下の疏水計画の変更問題、および疏水問題に対する府民の反対・抗議運動については、高久嶺之介「琵琶湖疏水工事をめぐる政治動向(上)(下)」が、当時の「民力休養」等の政治運動との関連も踏まえたきわめてすぐれた分析を行っている。ここでの記述も、事実関係に関しては氏を含む先学の記述を基にしている。

27 前掲『京都の歴史』第八巻、一七六頁。

になるのである。

このように北垣知事を筆頭にした京都府の対応は、府内に湧き上がる反対論にかなり丁寧に対応して、結局それらの意見の相当部分を汲み入れ、また自ら大きな負担も担って、疏水事業を進展させ、工事完成へと導いていったのである。

こうした為政者側の姿勢が疏水工事を完成させた大きな要因であったことは言うまでもない。だが、今一つ見過ごせない重要な点は、従来のように莫大な疏水事業費を多大な負担増とのみとらえるのではなくて、疏水開鑿という巨大なインフラ整備事業が莫大な経済効果を地域社会にもたらしたということである。

実質五年間の工事期間で二二五万円の土木事業投資額は、京都府の通常予算規模が五〇〇万六〇〇万円であったことを考えると、毎年その四〇五割に当たる巨額の資金がこの土木事業に投じられ、しかも府民の実質負担が一八%程度という小規模であるから、その費用対効果も大きかった。

こうした公共投資の経済への波及効果については、今後慎重に計測する必要があるが、とりあえず現在の地方自治体（鳥取県）における公共建設事業の経済波及効果の事例を見ると<sup>28</sup>、工事発注による直接効果が一〇〇%（＝新規需要の金額）、原材料等の生産増加による第一次波及効果が三〇三%、業者者の消費増加による第二次波及効果が二%で、これらを合わせた総合効果は一五四二%という推計結果が得られている。

今、これと同じ係数で琵琶湖疏水の場合を計算すると、一二五万円×一・五四＝一九二・五万円となり、地方税賦課金と寄附金の合計二六万六千円余を差し引いた合計額一六五万九千円余が経済波及効果と推定できる。

では以前計画されていた六〇万円規模の工事と比べると、同じ波及係数で計算すると六〇万円×一・五四＝九二万五千円となる。これは賦課金負担がまったくないので丸々経済効果となるわけだが、それでも二二五万円と拡大した時の経済効果にははるかに及ばない。こう考えると、府民への負担軽減を常に企図していた北垣知事の思惑とは異なつて、内務省案で規模を拡大された疏水事業が、かえって相対的に少ない負担でより大きい経済効果をもたらしたのであり、その影響が社会に浸透してくるにつれて疏水事業への不満も解消されていったものと思われる。

疏水完成までに要した人員と使用物件を見ると、使用した人夫は延べ四百万人、ちなみに明治二十二年当時の京都市の人口は二七万九一六五人であるから、その一四倍強である。土地買収八〇町歩余、煉瓦一四五〇万個、木材五〇〇万材、石材二万六千坪、セメント二万五千樽、煉瓦一四五〇万個、石炭五〇万斤、雷管二六万発、導火線五七万尺、蒸気鑑七個、火薬七千貫、粘土六千立坪に及んだ。これらは京都府だけでなく滋賀県など近隣府県にも発注し、海外から取り寄せたものもあった。

煉瓦は、宇治郡御陵村に建設された工場で原料の採取と

<sup>28</sup> 平成二十七年鳥取県産業連関表「経済波及効果推計ツール」より。

製造がおこなわれた。木材も京都府と滋賀県に一〇ヶ所の木材工場を作つて供給された。

こうした生産活動がさらなる経済波及を生じさせたわけである<sup>(29)</sup>。

京都府下の著名物産額は、十八年六四七八円であるが、二十年には一万二七七〇円となり、二十三年には一万三七二五円まで上昇している<sup>(30)</sup>。こうした京都府の特産物生産にまで波及効果がどの程度及んだかは明言できないが、特に低所得者への土木賃金、木材・石材等建設材料部門等への経済効果は長年不況で苦しんでいた貧困層にとつては家計収入増としての意味を持ち、景気回復への動因の一つとなつていったことは間違いないことであろう。

しかも工事完成後は、恒久的なインフラとして機能し、工場動力や舟運はもとより飲料水・灌漑用水・防火用水を供給し、何よりも水力発電による電気動力・照明に寄与し、特に発電事業の収入は、疏水事業自体の収益増をもたらして事業の安定的発展に大いに役立ったのである。

未曾有の難工事が続いて犠牲者も出たが、なんとか日本人の手による記念碑的な大土木事業は、二十三年四月九日に、竣功式典が行われて完成を見たのである。

<sup>29</sup> 前掲、織田直文『琵琶湖疏水』一九二―一九八頁。

<sup>30</sup> 前掲『京都の歴史』第八卷、一七六頁。



**New Perspectives on the History of the Establishment of the Lake Biwa Canal (Biwako Sosui) (3)**  
**From the Transfer of Jurisdiction to the Home Ministry in January 1884**  
**until the Project's Completion in April 1890**

Masao Tsutsui

This paper, as a continuation of a previous study, examines the history of the construction of the Lake Biwa Canal from January 1884, when the responsibility for the canal project was transferred to the Home Ministry, until its completion in April 1890. The waterway construction plan submitted by Kyoto Prefecture was finally approved under the ministry's jurisdiction with consideration given to the long-ignored interests of Shiga and Osaka prefectures. But the ministry demanded that Kyoto Prefecture pay twice the initial construction cost so as to build a more solid and safer waterway.

Against this background, the study analyzes how officials of the Omi Hemp Spinning & Weaving Company in Shiga Prefecture worked to suppress the anti-canal movement within the prefecture as well as how the issue of compensation to Shiga and Osaka prefectures for damages arising from the construction process was resolved. The study also reveals how various conflicts of interest over the high construction cost were eventually settled to bring the Lake Biwa Canal project to completion.

